

登録意匠「包装用箱」意匠権侵害差止等請求事件：東京地裁平成26(ワ)12985・平成27年5月15日（民29部）判決＜請求棄却＞

### 【キーワード】

部分意匠の類否判断，美観（美感），意匠の類似（法24条2項）

### 【事案の概要】

1 本件は，意匠に係る物品を「包装用箱」とする部分意匠に係る意匠登録第1440898号の意匠権（以下「本件意匠権」といい，本件意匠権に係る意匠を「本件意匠」と，その登録を「本件意匠登録」という。）を有する原告が，被告に対し，被告による別紙1物件目録記載の各商品（以下，これらを併せて，「被告商品」といい，被告商品に使用されている各包装用箱に係る形状〔各包装用箱に係る意匠は，色彩を除き，各商品に共通である。〕を「被告意匠」という。）の生産，譲渡，引渡し，譲渡の申出（以下「販売等」という。）が，本件意匠権の侵害を構成すると主張して，意匠法37条1項に基づき，被告商品の販売等の差止め，同条2項に基づき，被告商品及びこれに使用した各包装用箱の廃棄，同法41条に基づき，信用回復の措置として謝罪広告の掲載，並びに，同法39条3項に基づき，意匠権侵害の不法行為に基づく損害賠償金300万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成26年6月11日から支払済みまでの民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

### 2 前提事実（争いのない事実以外は，証拠等を末尾に記載する。）

(1) 原告Aは，「Aデザイン事務所」の名称で，パッケージデザインの制作，パッケージの構造デザインとフォルム設計を主たる業務として行う者である（甲24，弁論の全趣旨）。

被告（株式会社シュゼット）は，菓子の製造，販売，喫茶及び軽飲食業等を目的とする株式会社である。

### (2) 原告の商標権

原告は，次の内容の本件意匠権を有している（甲1，2）。

登録番号	第1440898号
意匠に係る物品	包装用箱
出願日	平成22年12月7日
登録日	平成24年4月13日
本件意匠	別添意匠公報（甲2）の【図面】記載のとおり （部分意匠）

### (3) 被告の行為

被告は，被告の店舗などにおいて，少なくとも平成26年1月8日から同年2月28日（被告の主張に係る販売終了日）まで被告商品を販売した（なお，

原告は、同日以降の販売の主張もしている。 ) 。

### 3 争点

- (1) 被告意匠は本件意匠と類似するか。
- (2) 本件意匠登録は無効審判により無効にされるべきものか。
- (3) 差止め及び廃棄並びに謝罪広告の必要性が認められるか。
- (4) 損害額

## 【判 断】

### 1 部分意匠に関する類否判断の留意点について

本件意匠は、意匠に係る物品を「包装用箱」とする部分意匠であることから、その類否判断の留意点について、まず、検討する。

意匠とは、物品（物品の部分を含む。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下「形状等」ということがある。）であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの（意匠法2条1項）であり、一定の機能及び用途を有する「物品」を離れての意匠はあり得ないところ、「物品の部分」の形状等の外観に関する部分意匠においても同様であると解されるから、部分意匠においては、部分意匠に係る物品とともに、物品の有する機能及び用途との関係において、意匠登録を受けた部分がどのような機能及び用途を有するものであるかが、その類否判断の際には確定される必要がある。そして、部分意匠においては、物品全体の形状等に係る意匠と同様、意匠登録出願の願書には、原則として、意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付する必要がある（意匠法6条1項柱書）、願書に添付すべき図面は、意匠法施行規則の様式第6により作成しなければならず（同規則3条）、同様式第6において、物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、一組の図面において、意匠に係る物品のうち、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、その特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載すること（備考11）などが定められているから、部分意匠として意匠登録を受けた部分が、物品全体の形態との関係において、どこに位置し、どのような大きさを有し、物品全体に対しどのような割合を占める大きさであるか（以下、これらの位置、大きさ、範囲を単に「位置等」ともいう。）は、破線によって具体的に示された形状等を参酌して定めるほかはない。すなわち、部分意匠は、物品の部分であり、意匠登録を受けた部分だけで完結しないから、破線によって示された形状等は、それ自体は意匠を構成するものではないとしても、意匠登録を受けた部分がどのような用途及び機能を有するといえるものであるかを定めるとともに、その位置等を事実上画する機能を有するものであるというべきで、意匠登録を受けた部分の機能及び用途を確定するに当たっては、破線によって具体的に示された形状等を参酌して定めるほかはない。

もともと、部分意匠制度は、破線で示された物品全体の形態について、同一

又は類似の物品の意匠と異なるところがあっても、部分意匠に係る部分の意匠と同一又は類似の場合に、登録を受けた部分意匠を保護しようとするものであることに照らせば、部分意匠の類否判断において、意匠登録に係る部分とそれに相当する部分の位置等の差異については、上記部分意匠制度の趣旨を没却することがないようにしなければならず、破線部の形状等や部分意匠の内容等に照らし、通常考え得る範囲での位置等の変更など、予定されていると解釈し得る位置等の差異は、部分意匠の類否判断に影響を及ぼすものではない（知財高裁平成18年（行ケ）第10317号平成19年1月31日判決参照）。

## 2 争点(1)（本件意匠と被告意匠の類否）について

### (1) 本件意匠の構成態様

前記前提事実及び証拠（甲2，乙9）によれば、本件意匠は、別添意匠公報の【図面】の実線で示された部分意匠であること、同公報の【意匠に係る物品の説明】に「4面で形成される三角錐形状を基本形とした構造体の頂点と底面を形成する点とを2本の折れ曲がった線で結ぶことにより、新たにアクセントパネルとしての面が生まれ、多面体としての新しい見え方を可能にしている包装用箱である。」との記載があること、本件意匠の構成態様は、概ね、以下のとおりであることが認められる。

- A 組立時において、三角形4面で形成される略三角錐形状を基本形状とし、
- B 組立時の正面図において、天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る3本の稜線のうちの1本の稜線に、
- C 当該稜線の縦方向中央を垂直に横切る谷折り線を底辺とし、天頂に位置する点を頂点とする二等辺三角形と、上記谷折り線を底辺とし、底面を形成する点を頂点とする二等辺三角形の二つの二等辺三角形を、底辺部分で上下に接続させて略菱形の面（アクセントパネル）を形成し、
- D アクセントパネルの中央部分は、三角錐形状の面よりも凹状にへこませて形成され、
- E アクセントパネルの縦の長さ（上記Cの二つの二等辺三角形の底辺に当たる部分）の幅の比は、約8対1である。

### (2) 本件意匠の要部

ア 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美観に基づいて行うものである（意匠法24条2項）。そのため、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の注意を惹きつける部分を要部と把握した上で、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し、全体としての美観を共通にするか否かを判断すべきであり、これは部分意匠においても異なるものではない。

本件意匠に係る物品は、包装用箱であるから、何らかの物品を包装するための箱として購入する事業者や、箱の中に収納された物を購入する一般消費者を、意匠の類否判断における「需要者」と解すべきである。

イ また、本件意匠に係る物品である包装用箱は、何らかの品物を箱の中に収納することにより、当該品物を持ち運ぶ際に品物の形状を損なうことなどを防いだり、複数の品物をまとめたり、品物を贈答する際の外観上の装飾等の使途及び機能を有するものと解されるところ、本件意匠に相当する部分には、略三角錐形状の単一な印象から動的な美観を生じさせる多面体としての外観上の装飾（アクセント）としての機能を有するものと認められ、ほかに特別な使途及び機能を有するものではないものと認められる。

そして、三角形4面で形成される略三角錐形状をした包装用箱の意匠それ自体は、少なくとも本件意匠登録の出願前に日本国内において公然知られたものであること（乙1，弁論の全趣旨）に照らすと、本件意匠の要部は、組立時において天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る3本の稜線のうち1本の稜線に（構成態様B），当該稜線の縦方向中央を垂直に横切る谷折り線を底辺とし、天頂に位置する点を頂点とする二等辺三角形と、上記谷折り線を底辺とし、底面を形成する点を頂点とする二等辺三角形の二つの二等辺三角形を、底辺部分で上下に接続させて略菱形の面（アクセントパネル）を形成したこと（構成態様C），アクセントパネルの中央部分は、三角錐形状の面よりも凹状にへこませて形成されていること（構成態様D），アクセントパネルの縦の長さとの中央部分（上記Cの二つの二等辺三角形の底辺に当たる部分）の幅の比は、約8対1であること（構成態様E）であると認めるのが相当である。

### (3) 被告意匠の構成態様

前記前提事実及び証拠（乙8）によれば、被告意匠の構成態様は、概ね、以下のとおりと認められる。

- A 組立時において、三角形4面で形成される略三角錐形状を基本形状とし、
- B 組立時において、天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る3本の稜線のうちの1本の稜線に、
- C 当該稜線の三角錐の天頂に位置する点と底面を形成する点とを、稜線の縦方向中央部分にかけてふくらむように円弧状の線で結び、当該稜線を中心線として円弧状の線が左右対称になった略紡錘形状の面（アクセントパネル）を形成し、
- D アクセントパネルの中央部分は、三角錐形状の面よりも凹状にへこませて形成され、
- E アクセントパネルの縦の長さとの中央部分の幅の比は約4対1である。
- F アクセントパネルは、包装用箱の開口部として配置されている。

### (4) 類否

#### ア 共通点

本件意匠と被告意匠は、組立時において、三角形4面で形成される略三角錐形状を基本形状とし、組立時において、天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る3本の稜線のうちの1本に、その天頂に位置する点から底面

を形成する点に至るまでの全体にわたって、アクセントパネルが形成され、アクセントパネルの中央部分は、三角錐形状の面よりも凹状にへこんで形成されている点で共通する。

#### イ 差異点

本件意匠におけるアクセントパネルの形状は、稜線の縦方向中央を垂直に横切る谷折り線を底辺とし、天頂に位置する点を頂点とする二等辺三角形と、上記谷折り線を底辺とし、底面を形成する点を頂点とする二等辺三角形の二つの二等辺三角形を、底辺部分で上下に接続させて略菱形状としているのに対し、被告意匠は、稜線の三角錐の天頂に位置する点と底面を形成する点とを、稜線の縦方向中央部分にかけてふくらむように円弧状の線で結び、当該稜線を中心線として円弧状の線が左右対称になった略紡錘形状としており、アクセントパネルの具体的形状が異なっている。

また、アクセントパネルの縦の長さとの中央部分の幅の比は、本件意匠では約8対1、被告意匠では約4対1である点も異なる。

本件意匠においては、物品である包装用箱の開口部は破線部で示され、その開口部が設けられた三角錐形状の面とは別の面にアクセントパネルが配置されているのに対し、被告意匠においては、アクセントパネル自体が包装用箱の開口部として配置されている点異なる。

#### ウ 判断

上記イのとおり、本件意匠と被告意匠とは、本件意匠の要部を構成する(三角錐形状の天頂に位置する点から底面を形成する点に至るまでの全体にわたって形成されている)アクセントパネルの具体的形状において、差異があるところ、直線で構成された略菱形状は、一般的にシャープで固い印象を与えるのに対し、曲線で構成された略紡錘形状は、一般的に丸く、やわらかな印象を与える。また、アクセントパネルの縦の長さとの中央部分の幅の比が、本件意匠では約8対1であり、ほっそりと鋭い感じを与えるのに対し、被告意匠では約4対1であり、でっぴりとゆるやかな印象を与える。したがって、本件意匠と被告意匠とは、上記の点において美観を共通にするものとはいえない。

また、本件意匠は、部分意匠であるため、類否判断に当たっては、当該意匠それ自体のみならず、当該部分の物品全体における位置等についても参酌すべきことは、前記1のとおりであるところ、本件意匠では、アクセントパネルとは別の面に包装用箱の開口部が設けられ、アクセントパネルは開口部としての機能を有していないのに対し、被告意匠では、アクセントパネルが開口部として配置されていることにより、開口部としての機能を有している点においても差異がある。本件意匠に係る物品である包装用箱の機能として、収納された物品を取り出すことは必須であることからすると、開口部の配置は、包装用箱の需要者たる事業者や箱に収納された品物を購入する一般消費者にとってみれば、箱を開口してもアクセントパネルとしての美観に全

く影響がないか、箱の開口によりアクセントパネルとしての美観が消失してしまうかは大きな差異であるというべきで、本件意匠と被告意匠とは、この点においても美観を共通にするものとはいえない。

そして、本件意匠と被告意匠とは、前記イの差異点、とりわけ上述したところにより、看者に対し全体として異なる美観を与えるものであり、前記アの共通点は、差異点が看者に与える美観の差異を凌駕するものとは認められない。

したがって、被告意匠が本件意匠に類似するとはいえない。

エ(ア) 以上の点に関し、原告は、意匠登録第1193959号(甲8)の意匠(以下「甲8意匠」という。)を本意匠とし、意匠登録第1194201号(甲9)の意匠(以下「甲9意匠」という。)及び意匠登録第1194202号(甲10)の意匠(以下「甲10意匠」という。)を関連意匠とする意匠登録がされていること(すなわち、特許庁によって、甲8意匠と、甲9意匠及び甲10意匠とが類似する旨判断されたこと)などの事情に照らし、本件意匠と被告意匠のアクセントパネルの具体的形状の差異は意匠全体の類否判断に影響しない旨主張する。

しかし、甲8意匠及び甲10意匠において、直方体状の包装用容器の長辺のうちの1本の両端を除く部分に形成されている二つの略菱形形状の凸状の面(甲8意匠では、二つの略菱形形状の間が空いているが、甲10意匠では、二つの略菱形形状が接している。)や、甲9意匠において、直方体状の包装用容器の長辺のうちの1本の両端を除く部分に形成されている二つの略紡錘状の凸状の面(二つの略菱形形状の間が空いている。)は、本件意匠におけるアクセントパネルのように、三角錐形状の稜線に沿って設けられた凹状の面ではなく、また、当該三角錐の天頂に位置する頂点から底面を形成する点に至る3本の稜線のうちの1本に、その天頂に位置する点から底面を形成する点に至るまでの全体にわたって、形成されているものでもない。本件意匠と被告意匠との差異点が看者に与える美観の差異の程度は、甲8意匠ないし甲10意匠における上記凸状の面の差異点が看者に与える美観の差異の程度とは、量的にも、質的にも異なるものというべきであって、原告の上記主張は、採用することができない。

(イ) また、原告は、被告意匠におけるアクセントパネルが開口部であるかどうかは、この種の物品が需要者によって観察される際に視覚的な効果を奏するものではないとも主張する。

確かに、事業者であれ消費者であれ、包装用箱の需要者が包装用箱を購入、使用する際には、包装用箱は閉じられたままであるか、包装用箱として組み立てる前の状態であり、包装用箱の開口部分の位置が視覚的に影響を与えるものではないという主張には、それなりの理由があると考える余地もある。

しかし、本件意匠に係る物品が包装用箱であり、包装された内容物を取

り出すことが必須となるものであるから、アクセントパネルを有する包装用箱の開口部を包装用箱のどこに配置するかや、開口部とアクセントパネルの位置関係は、外観としての美感に影響を与えるものというべきである。そして、前述のとおり、開口した場合にもアクセントパネルがアクセントとしての形状を保つか否かによって、外観に差異が生じるといえる。

したがって、被告意匠において、アクセントパネル部分に包装用箱の開口部を設けている点は、もはや本件意匠における開口部の位置を通常考え得る範囲で変更したものとはいえないというべきであり、原告の上記主張は採用することができない。

(ウ) なお、原告は、アクセントパネルの機能として、構造体の強度を高めるためと注目度を高めるためにアクセントパネルを設けた旨も主張しているが、本件意匠におけるアクセントパネルが構造体の強度を高めることを何ら立証していない。

仮に、構造体の強度を高めるためのものであるとすると、被告意匠のように、アクセントパネルに開口部を設置した場合、構造体の強度としてはむしろ弱まるのが予想されるのであって、この点において、被告意匠は、本件意匠と同一の機能を有しないことになる。

したがって、原告の上記主張も、採用することができない。

## 結 論

以上によれば、その余の点を検討するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

## 【論 説】

1. 本件は、包装用箱という物品に係る部分の意匠権に対する侵害事件であるところ、被告の有する物品部分に関する意匠が原告の部分意匠に類似するかが争点であった。また、これに絡んで被告からは、本件登録意匠には登録無効事由があると主張されたことが次の争点であった。

2. まず部分意匠という登録制度は平成10年改正法で導入されたが、出願人は具体的には図面において、登録を受けたい創作した物品の形態部分を実線によって表現する、という意思表示をすることによって部分を特定し、その他の非創作の物品の形態部分は破線によって表現するのである。したがって、出願人は創作した形態（形状・模様・色彩）部分の保護を求めているのであるから、それ以外の形態部分は公知乃至周知であるから保護の範疇外であり、図面上では仮の姿でしかないのである。

すると、本件意匠の要部は、実線で表現された部分に創作性が存在するのだから、その要部を被告意匠が具備しているか否かが、類否判断の決め手となるといえるのである。

そこで、本件意匠の構成態様の説明図（別紙4）において、実線で表現された斜視図における「アクセントパネルを持つ略三角錐形の多面体（A－a－b－

C)」部分の輪郭（5-1, 5-2）は細長の角張り形状に成るから、これが本件意匠の創作の要部であることになり、このような構成態様を被告意匠の当該部分が有しているかが争点となるのである。また、本件意匠に係る願書の「意匠に係る物品の説明」の項には、創作の目的等についていろいろ記載されていることを勘案すると、被告意匠にあっても同様の目的、効果、機能を発揮していれば、意匠の類似性について考慮されることになる。

なお、本件意匠の前記略三角錐形の多面体部分の周面部分については「膨らみ」と記載していることから、多面体部分は水平面状といえる。

そこで、被告意匠に係るイ号の図面を見ると、「アクセントパネルを持つ略三角錐状の多面体（A-a-b-C）」部分の輪郭（5-1, 5-2）は細長の円弧形状に成るから、このような構成態様から成るアクセントパネル部分の意匠は、前記構成態様から成る本件意匠とは類似すると判断すべきであるか否かが問題となるのである。また、被告意匠の略三角錐形の多面体部分の周面部分は「膨らみ」とあるから、多面体部分は水平面状といえる。

すると、アクセントパネルを持つ略三角錐形の多面体の形態から成る両意匠については、類似すると判断するのが妥当といえるだろう。

この判断を妥当と裏付ける証拠は、意匠登録第1193959号意匠（甲8）を本意匠とする関連意匠の意匠登録第1194201号意匠（甲9）の存在であり、両者とも「包装用容器」に係る部分意匠であるから、十分参考になる。意匠の形態は創作であることを忘れてはならない。

3. ところが、裁判所は、甲8と甲9との類似関係の登録例を原告が引用して、本件意匠と被告意匠との類似性を立証しようとしたのに対し、「看者に与える美感の差異の程度は」、本件意匠と被告意匠との差異とは、「量的にも、質的にも異なるものというべきであって」と説示する。

しかしながら、当該物品の部分意匠の創作にあつては、視覚を通じて起こす美感は、量的にも質的にも異なるものとはいえないと感ずるのが需要者の立場といえると思う。開口部の存在という機能は、図面を見る限り、不明であるから、静止状態における両者の対比観察で十分というべきである。

裁判所は、両意匠を対比しての類否判断において、当該部分を量的と質的の異同を考慮しているようであるが、こういう表現は判決としては妥当といえるのだろうか、疑問である。

前記甲8の類似意匠としては、意匠登録第1194202号意匠（甲10）も登録されている事実を見逃してはならない。

4. この判決文を読むと、裁判官らは「意匠」の定義規定等を理解しているのだろうかと思わしくなる表現がある。それは、「美観 (aesthetic appearance)」と「美感 (aesthetic feeling)」とを混同して使用している表現である。この事実は、筆者がかつて指摘していたら、飯村判事（知財高裁）から、控訴審判決で訂正するよう指摘されていた点である。

[牛木 理一]



(別紙1)

## 物件目録

商品名 「チョコレートフィナンシェHCF-5V(A)」  
「チョコレートフィナンシェHCF-5V(B)」



(別紙2)

### 【広告の内容】

株式会社シュゼットは、原告が保有する意匠登録第1440898号の権利を侵害した形態デザインのパッケージを使用して、ここに掲載する写真の商品名「チョコレートフィナンシェHCF-5V(A)」,及び「チョコレートフィナンシェHCF-5V(B)」の販売を行ったことを認め、原告の現在まで積み重ねてこられたデザインの創作実績に対し、またデザインの創作性を保護することでデザインとデザイナーの社会的地位の向上を図り、もってデザインを取り巻く産業の発展に繋がることを目指しているデザイン保護活動に対し疑念を生じさせる状況を作ってしまう、原告に多大なるご迷惑をお掛けいたしましたことを、ここに深く陳謝いたします。

平成 年 月 日

株式会社シュゼット

原告 Aデザイン事務所 A 殿

(別紙3)

【広告の要領】

被告ウェブサイト（＜以下略＞）における掲載の場所と方法は、以下に示すとおりとする。

1. トップページにバナーを追加する。

バナーの大きさは、被告ウェブサイト（＜以下略＞）トップページにある「会社概要」（注1）に準じ、内容は（注2）に示す。

2. 上記バナーのリンク先に新しいページを追加する。

この新ページに、別紙2の謝罪文と、別紙1物件目録記載の被告商品の写真を掲載する。写真・文字・スペース等の構成要素の扱い及び画面全体のイメージは、上記「会社概要」からリンクする「社長挨拶」のページと同等のものとする。

(注1)



会社概要  
Corporate Profile

1969年兵庫県芦屋市に生まれた一軒の喫茶店がシュゼットの始まりです

(注2)

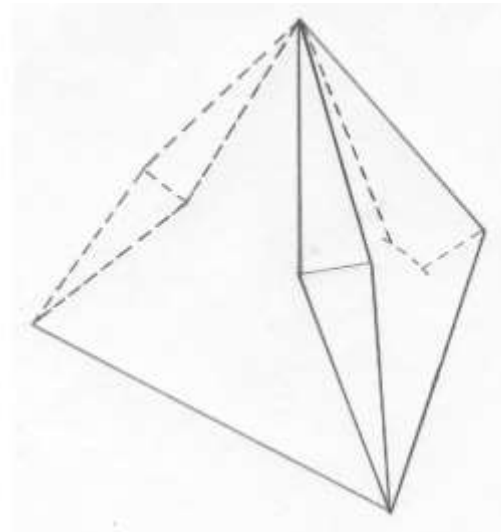
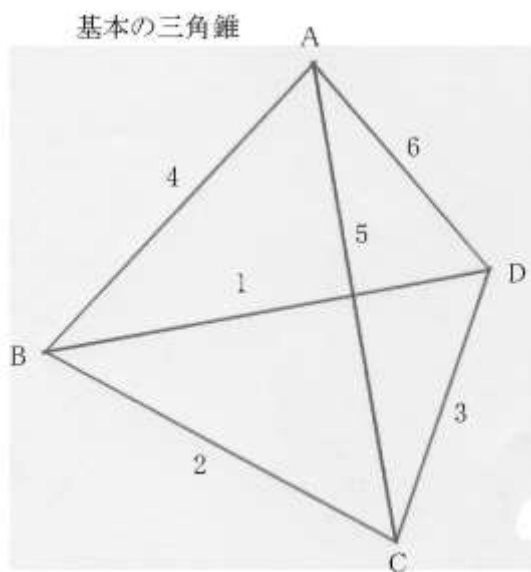


お詫び  
an apology

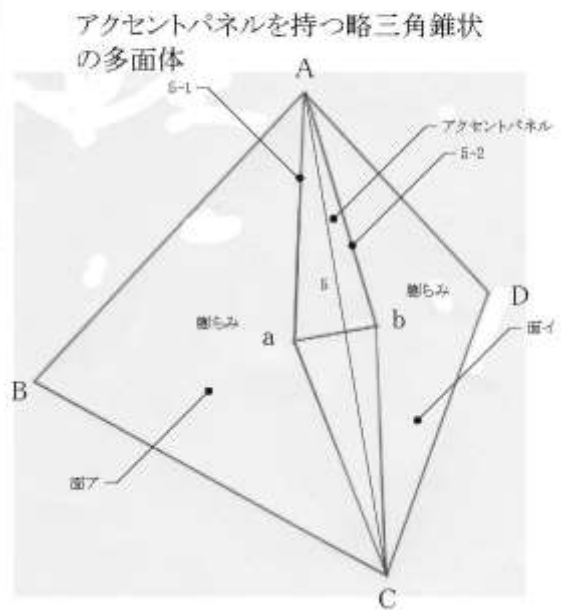
意匠権侵害に対するシュゼットのお詫びです

(別紙4)

### 本件意匠の構成態様説明図

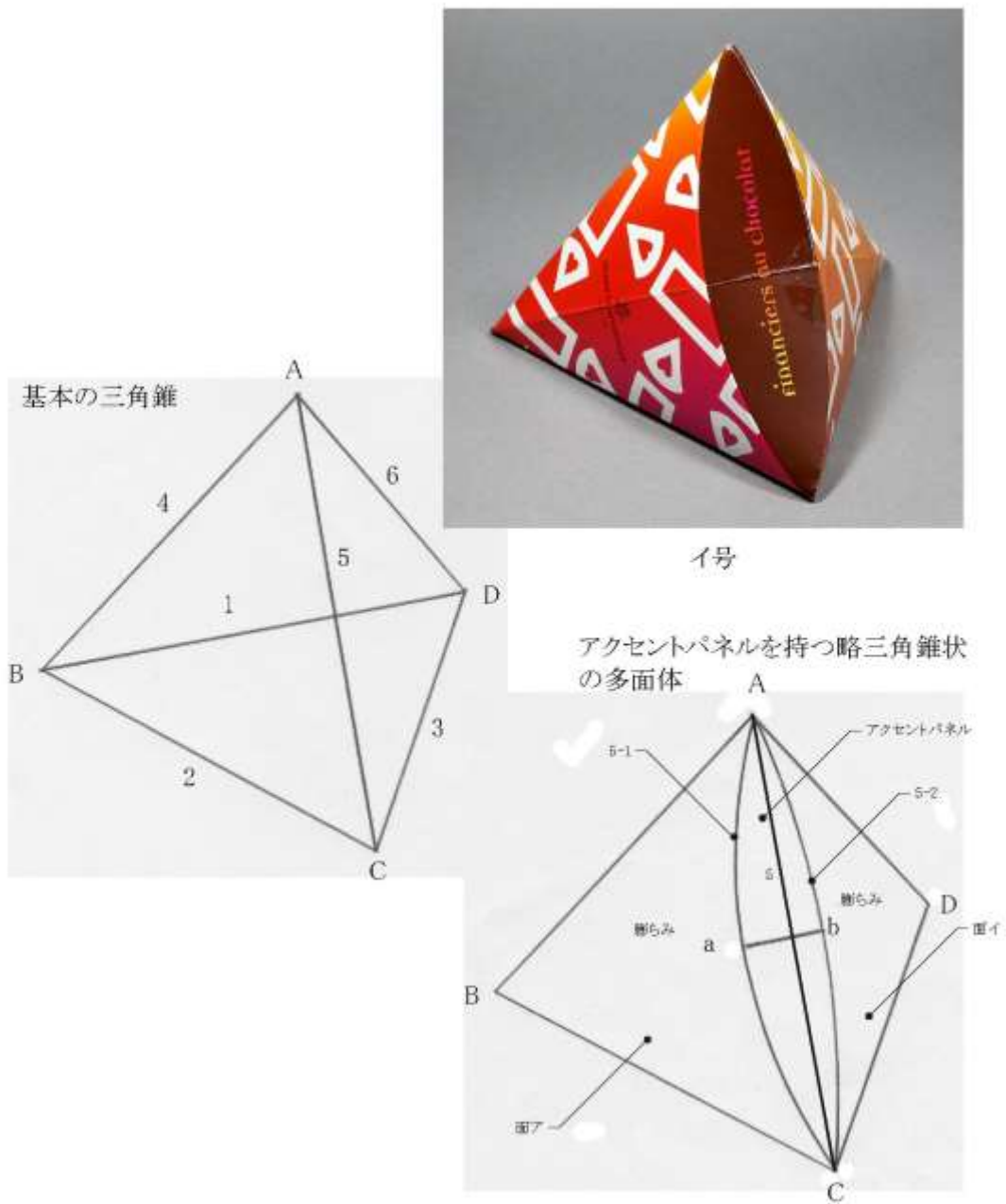


登録意匠斜視図



(別紙5)

### 被告意匠の構成態様説明図



[本件登録意匠]

- (19) 【発行国】日本国特許庁(JP)  
(45) 【発行日】平成24年5月21日(2012.5.21)  
(12) 【公報種別】意匠公報(S)  
(11) 【登録番号】意匠登録第1440898号(D1440898)  
(24) 【登録日】平成24年4月13日(2012.4.13)  
(54) 【意匠に係る物品】包装用箱

【部分意匠】

- (52) 【意匠分類】F4-710  
(51) 【国際意匠分類(参考)】09-01、09-02、09-03、09-04、09-05、28-01

【Dターム】F4-710BBA

- (21) 【出願番号】意願2010-29141(D2010-29141)  
(22) 【出願日】平成22年12月7日(2010.12.7)  
(72) 【創作者】

【氏名】丸山和子

【住所又は居所】東京都中央区

(73) 【意匠権者】

【識別番号】309027654

【氏名又は名称】丸山 和子

【住所又は居所】東京都中央区

【権利譲渡・実施許諾の表示】意匠権者において、実施許諾の用意がある。

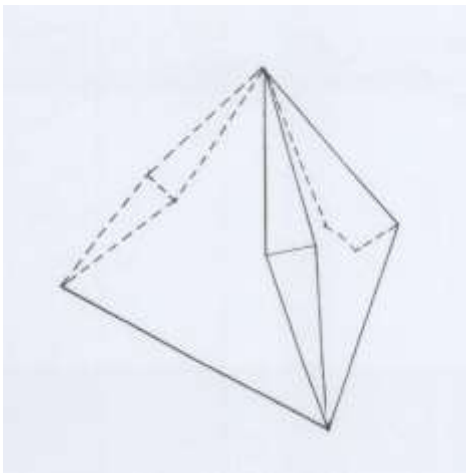
【審査官】小林 裕和

(55) 【意匠に係る物品の説明】4面で形成される三角錐形状を基本形とした構造体の頂点と底面を形成する点とを2本の折れ曲がった線で結ぶことにより、新たにアクセントパネルとしての面が生まれ、多面体としての新しい見え方を可能にしている包装用箱である。意匠としてではなく、構造的機能の役割を持つ、折りたたみ線は赤い線で表している。

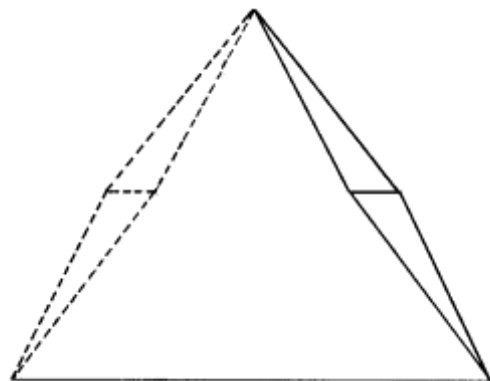
(55) 【意匠の説明】実線で表した部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

【図面】

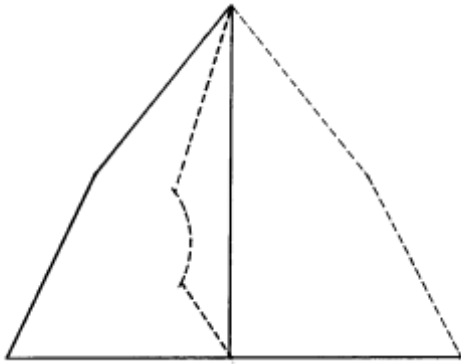
【斜視図】



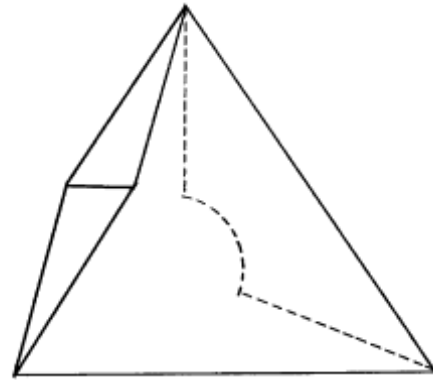
【正面図】



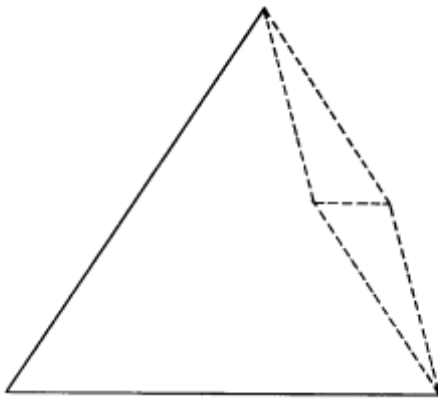
【背面図】



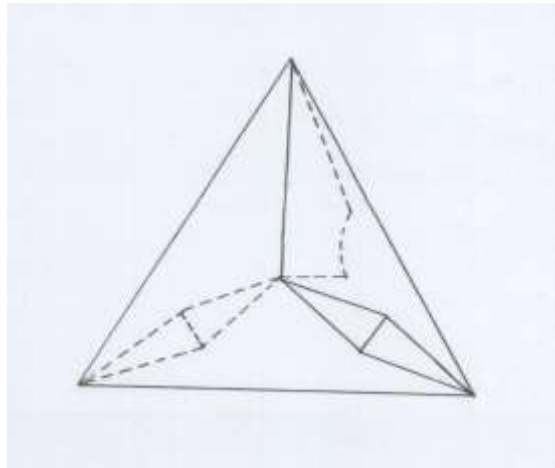
【右側面図】



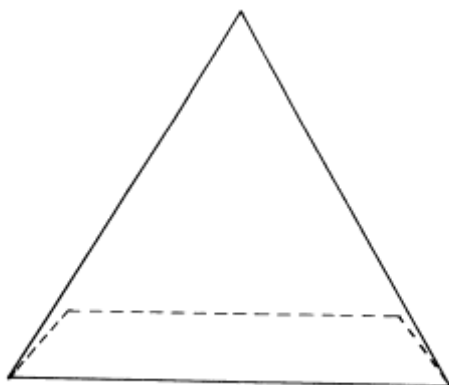
【左側面図】



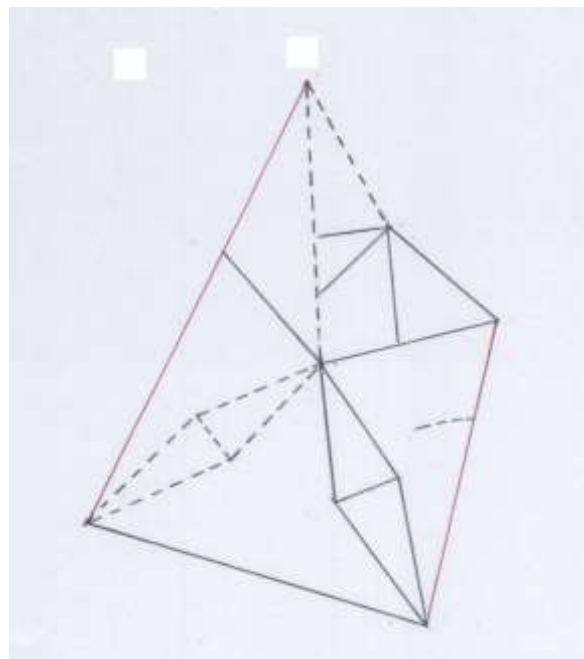
【平面図】



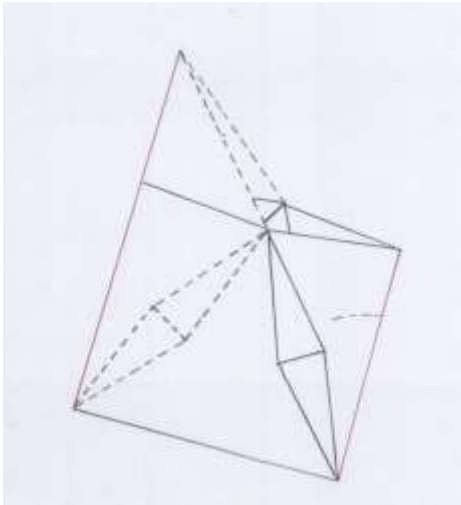
【底面図】



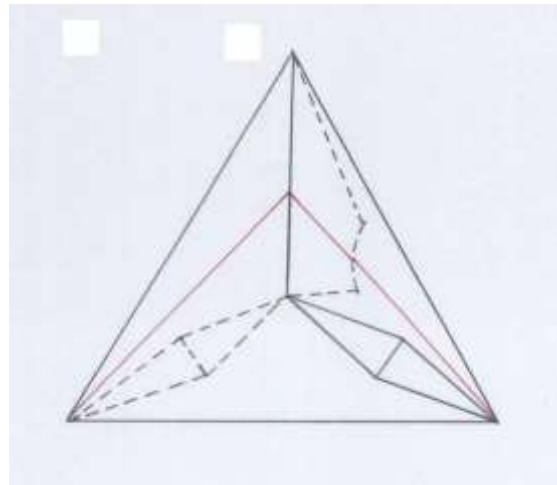
【参考開口図】



【参考折りたたみ図】



【折りたたみ線を示す参考図】



甲 8

[意匠登録第 1 1 9 3 9 5 9 号]

- (1 9) 【発行国】日本国特許庁 (J P)
- (4 5) 【発行日】平成 1 6 年 1 月 6 日 (2 0 0 4. 1. 6)
- (1 2) 【公報種別】意匠公報 (S)
- (1 1) 【登録番号】意匠登録第 1 1 9 3 9 5 9 号 (D 1 1 9 3 9 5 9)
- (2 4) 【登録日】平成 1 5 年 1 1 月 1 4 日 (2 0 0 3. 1 1. 1 4)
- (5 4) 【意匠に係る物品】包装用容器

【部分意匠】

【関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第 1 1 9 4 2 0 1 号 (D 1 1 9 4 2 0 1)、意匠登録第 1 1 9 4 2 0 2 号

(D 1 1 9 4 2 0 2)

(5 2) 【意匠分類】F 4 - 5 3 0 D

(5 1) 【国際意匠分類 (参考)】0 9 - 0 3

(2 1) 【出願番号】意願 2 0 0 2 - 3 1 9 0 8 (D 2 0 0 2 - 3 1 9 0 8)

(2 2) 【出願日】平成 1 4 年 1 1 月 1 9 日 (2 0 0 2. 1 1. 1 9)

(7 2) 【創作者】

【氏名】滝本 聡志

【住所又は居所】東京都新宿区市谷加賀町一丁目 1 番 1 号 大日本印刷株式会社内

(7 2) 【創作者】

【氏名】石川 明

【住所又は居所】東京都新宿区市谷加賀町一丁目 1 番 1 号 大日本印刷株式会社内

(7 3) 【意匠権者】

【識別番号】0 0 0 0 0 2 8 9 7

【氏名又は名称】大日本印刷株式会社

【住所又は居所】東京都新宿区市谷加賀町一丁目 1 番 1 号

(7 4) 【代理人】

【識別番号】1 0 0 1 1 1 6 5 9

【弁理士】

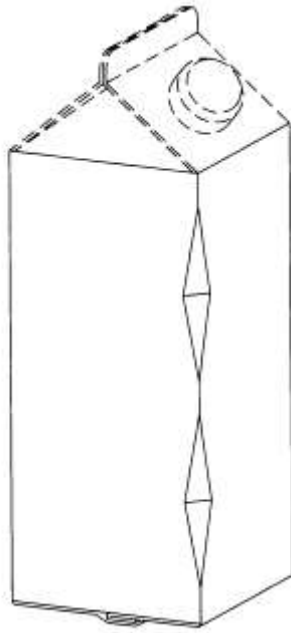
【氏名又は名称】金山 聡

【審査官】杉山 太一

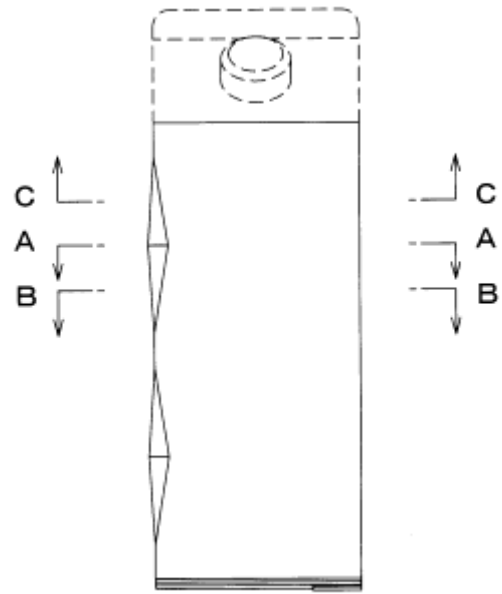
(5 5) 【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。



【図面】  
【斜視図】



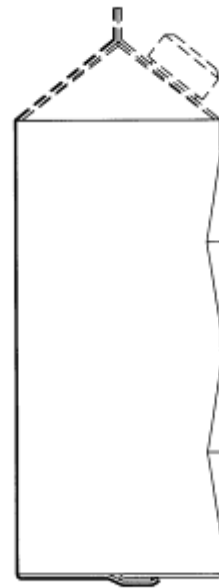
【正面図】



【背面図】



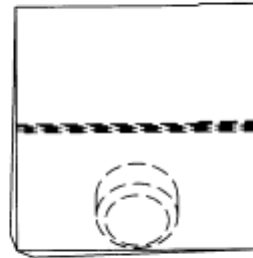
【左側面図】



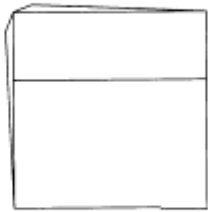
【右側面図】



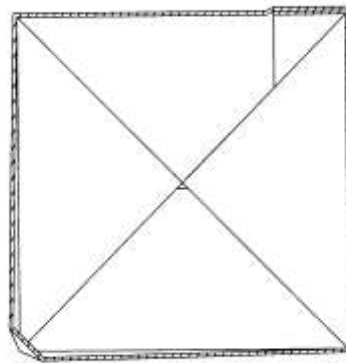
【平面図】



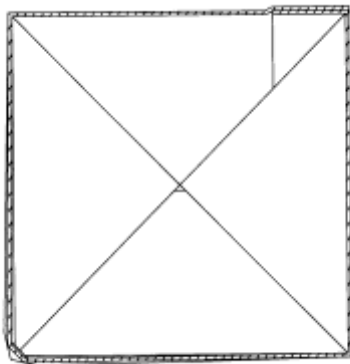
【底面図】



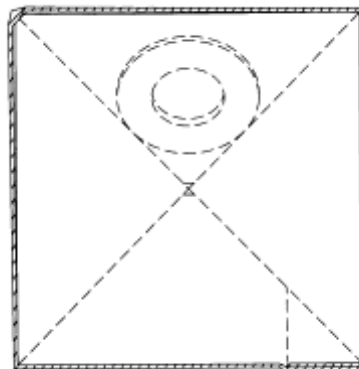
【A-A線拡大断面図】



【B-B線拡大断面図】



【C-C線拡大断面図】



甲 9

〔意匠登録第 1 1 9 4 2 0 1 号〕

(1 9) 【発行国】日本国特許庁 (J P)

(4 5) 【発行日】平成 1 6 年 1 月 6 日 (2 0 0 4. 1. 6)

(1 2) 【公報種別】意匠公報 (S)

(1 1) 【登録番号】意匠登録第 1 1 9 4 2 0 1 号 (D 1 1 9 4 2 0 1)

(2 4) 【登録日】平成 1 5 年 1 1 月 1 4 日 (2 0 0 3. 1 1. 1 4)

(5 4) 【意匠に係る物品】包装用容器

【部分意匠】

【本意匠の意匠登録番号】意匠登録第 1 1 9 3 9 5 9 号 (D 1 1 9 3 9 5 9)

【本意匠に係る他の関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第 1 1 9 4 2 0 2 号 (D 1 1 9 4 2 0 2)

(5 2) 【意匠分類】F 4 - 5 3 0 D

(5 1) 【国際意匠分類 (参考)】0 9 - 0 3

(2 1) 【出願番号】意願 2 0 0 2 - 3 1 9 1 4 (D 2 0 0 2 - 3 1 9 1 4)

(2 2) 【出願日】平成 1 4 年 1 1 月 1 9 日 (2 0 0 2. 1 1. 1 9)

(7 2) 【創作者】

【氏名】滝本 聡志

【住所又は居所】東京都新宿区市谷加賀町一丁目 1 番 1 号 大日本印刷株式会社内

(7 2) 【創作者】

【氏名】石川 明

【住所又は居所】東京都新宿区市谷加賀町一丁目 1 番 1 号 大日本印刷株式会社内

(7 3) 【意匠権者】

【識別番号】0 0 0 0 0 2 8 9 7

【氏名又は名称】大日本印刷株式会社

【住所又は居所】東京都新宿区市谷加賀町一丁目 1 番 1 号

(7 4) 【代理人】

【識別番号】1 0 0 1 1 1 6 5 9

【弁理士】

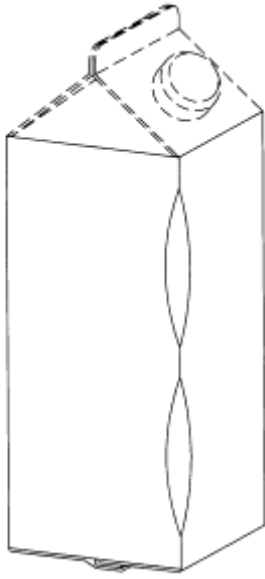
【氏名又は名称】金山 聡

【審査官】杉山 太一

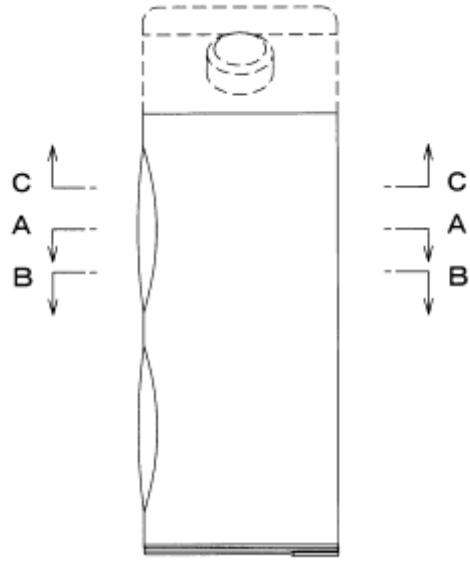
(5 5) 【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

【図面】

【斜視図】



【正面図】



【背面図】



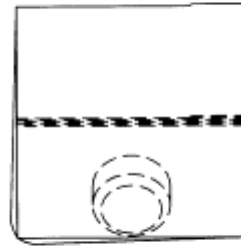
【左側面図】



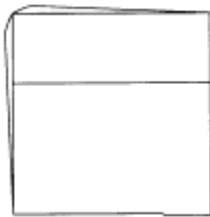
【右側面図】



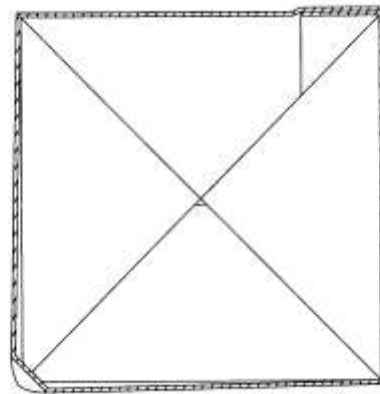
【平面図】



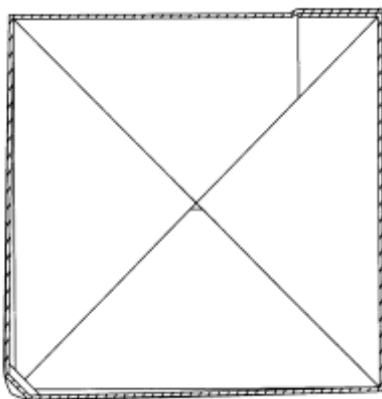
【底面図】



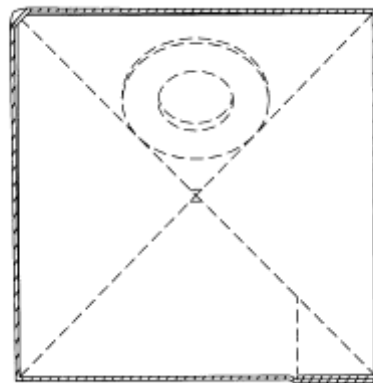
【A-A線拡大断面図】



【B-B線拡大断面図】



【C-C線拡大断面図】



甲 1 0

〔意匠登録第 1 1 9 4 2 0 2 号〕

(19) 【発行国】 日本国特許庁 (J P)

(45) 【発行日】 平成 1 6 年 1 月 6 日 (2 0 0 4 . 1 . 6)

(12) 【公報種別】 意匠公報 (S)

(11) 【登録番号】 意匠登録第 1 1 9 4 2 0 2 号 (D 1 1 9 4 2 0 2)

(24) 【登録日】 平成 1 5 年 1 1 月 1 4 日 (2 0 0 3 . 1 1 . 1 4)

(54) 【意匠に係る物品】 包装用容器

【部分意匠】

【本意匠の意匠登録番号】 意匠登録第 1 1 9 3 9 5 9 号 (D 1 1 9 3 9 5 9)

【本意匠に係る他の関連意匠の意匠登録番号】 意匠登録第 1 1 9 4 2 0 1 号 (D 1 1 9 4 2 0 1)

(52) 【意匠分類】 F 4 - 5 3 0 D

(51) 【国際意匠分類 (参考)】 0 9 - 0 3

(21) 【出願番号】 意願 2 0 0 2 - 3 1 9 1 5 (D 2 0 0 2 - 3 1 9 1 5)

(22) 【出願日】 平成 1 4 年 1 1 月 1 9 日 (2 0 0 2 . 1 1 . 1 9)

(72) 【創作者】

【氏名】 滝本 聡志

【住所又は居所】 東京都新宿区市谷加賀町一丁目 1 番 1 号 大日本印刷株式会社内

(72) 【創作者】

【氏名】 石川 明

【住所又は居所】 東京都新宿区市谷加賀町一丁目 1 番 1 号 大日本印刷株式会社内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】 0 0 0 0 0 2 8 9 7

【氏名又は名称】 大日本印刷株式会社

【住所又は居所】 東京都新宿区市谷加賀町一丁目 1 番 1 号

(74) 【代理人】

【識別番号】 1 0 0 1 1 1 6 5 9

【弁理士】

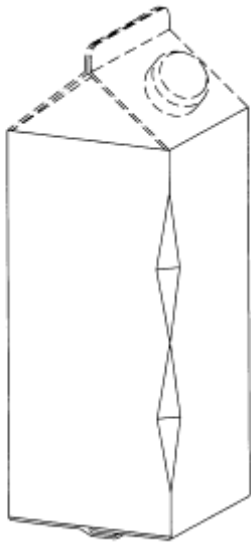
【氏名又は名称】 金山 聡

【審査官】 杉山 太一

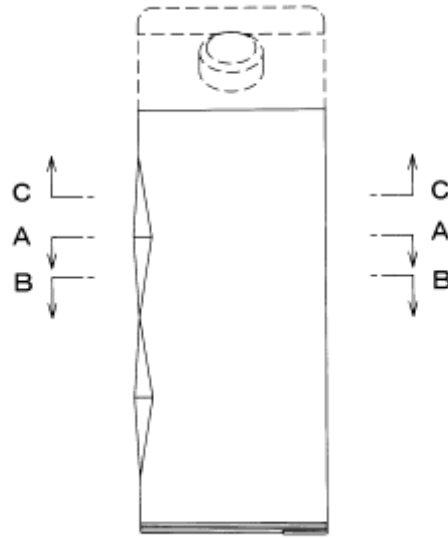
(55) 【意匠の説明】 実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

【図面】

【斜視図】



【正面図】



【背面図】



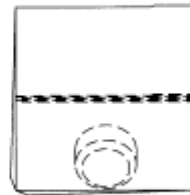
【左側面図】



【右側面図】



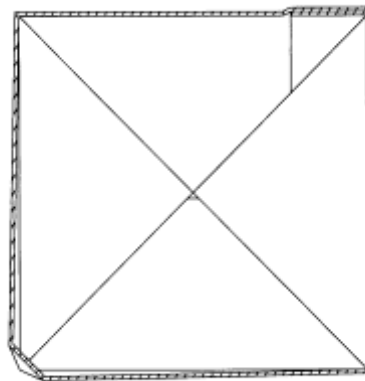
【平面図】



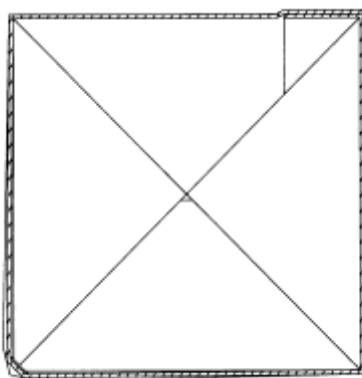
【底面図】



【A-A線拡大断面図】



【B-B線拡大断面図】



【C-C線拡大断面図】

